

今、これだけは知っておきたい

年金の基礎知識

しっかり掛けて、間違いのない年金のために

社会保険労務士照井郁夫

【1】 2004年 年金制度改革のポイント

(1) 平成16年10月実施

厚生年金保険料 毎年0.354%引き上げ 現行13.58% 平成29年に18.30%
保険料水準固定方式の導入（保険料収入の範囲内で給付を調整する）
基礎年金の国庫負担割合の1/2への引き上げ開始
厚生年金保険料の上限を毎年引き上げる

(2) 平成17年4月実施

国民年金保険料 毎年280円引上げ 現行月額13,300円 平成29年に16,900円
60歳前半の在職老齢年金制度の見直し（一律20%カットの廃止）
国民年金第3号被保険者の特例届出実施（救済）
育児休業中の厚生年金保険料免除の拡充（現行1歳まで 3歳まで）ほか
30歳未満、無職・低所得者に対する国民年金保険料猶予

(3) 平成17年10月実施

厚生年金基金の解散条件緩和
企業年金制度の改正

(4) 平成18年4月実施

年金積立金運用のため、新たな独立した第三者機関の設置
厚生年金基金の解散条件緩和
障害年金の改善（障害基礎年金と老齢厚生年金などの併給）

(5) 平成18年7月実施

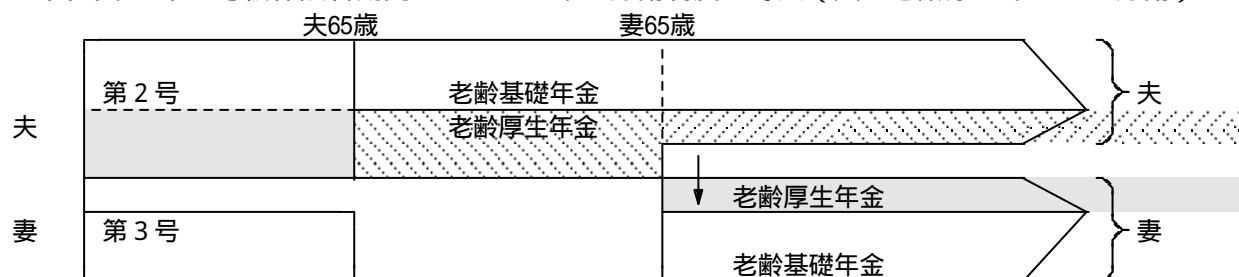
国民年金保険料の徴収対策の強化 所得に応じた多段階免除制度ほか

(6) 平成19年4月実施

在職老齢年金制度の見直し（70歳以降も在職中は賃金に応じて調整 現行は満額支給）
65歳以降の老齢厚生年金の繰り下げ制度導入
離婚時の老齢厚生年金の分割
遺族年金の見直し
(1) 65歳以上高齢遺族配偶者 自分の老齢厚生年金を優先 差額を遺族年金
(2) 子のない若齢遺族妻 夫死亡時* 30歳未満 遺族厚生年金は有期（5年間）
夫死亡時* 40歳未満 中高齢寡婦加算は支給されない
（*子がある場合は、その子が18歳到達時の年齢）

(7) 平成20年4月実施

国民年金第3号被保険者期間についての年金分割制度の導入（夫の老齢厚生年金を2分割）



保険料の納付実績や給付額目安を定期的に通知する（ポイント制の導入）

【2】 貰い損ねのない賢い老齢年金のために

1 年金は「原則と例外」や経過措置が入り乱れて、勘違いしやすい。

「年金は65歳からしかもらえない」、「年金は65歳からもらった方が有利」は正しいか？

原則 公的年金25年以上掛けたら、それぞれの制度より、それぞれかけた分を、65歳から。

例外 国民年金（老齢基礎年金は希望すれば60歳からの繰り上げ請求ができる）
厚生年金（老齢厚生年金には60歳からの部分年金と特別支給の場合がまだある）

「60歳以後働けば、必ず年金が減額調整される」は正しいか？

減額調整されるのは老齢年金だけで、障害・遺族年金は調整されない。

老齢年金でも、減額調整されない働き方もある。

自営業者として働く
社会保険が適用されていない事業場で働く
社会保険が適用されている事業場で、社会保険が適用されない労働条件で働く
（一般社員の4分の3未満）

2 請求もれ 50人に1人といわれている（あなたは貰い忘れていませんか？）

請求なくして給付なし
（戦時中、軍需工場などで働いたことのある大正15年～昭和2年頃の生年月日の方など）
転職、出稼ぎなどの期間が漏れていませんか

3 国民年金の繰り上げ請求の損得（貰えなくなる年金に注意）

減額 = 繰上げ月数 × 0.5%

国民年金を繰上げ請求すると

遺族厚生年金 65歳まで、どちらか選択
老齢厚生年金 65歳まで、一部支給停止
寡婦年金 受給権なし
障害基礎年金 受給権なし
国民年金の任意加入ができない

4 受給資格期間が足りないとき（より多くの年金をもらうためには）

任意加入（60歳～65歳）、特例任意加入（65歳～70歳）の制度の活用

5 老齢年金と失業給付の併給調整

失業給付	求職の申込み								受給期間または 所定給付日数の満了
	失業 給付	受給	失業 給付	受給	失業 給付 なし	失業 給付	受給	失業 給付	
年金	年金 支給	年金 支給	年金 停止 支給	年金 停止 支給	年金 支給	年金 支給	年金 停止 支給	年金 停止 支給	年金 支給

併給調整の対象にならない方

- 原則 昭和13年4月1日以前に生まれた方は対象となりません
 例外 前記の方でも平成10年4月1日以降に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生した方は対象となりますので注意
 昭和14年4月1日以前に生まれた女性の方で厚生年金被保険者期間20年（中高齢特例15年）以上の方は対象となりません
 昭和18年4月1日以前に生まれた、坑内員または船員としての厚生年金被保険者期間15年（実期間）以上の方は対象となりません

併給調整の対象となる年金と失業等給付

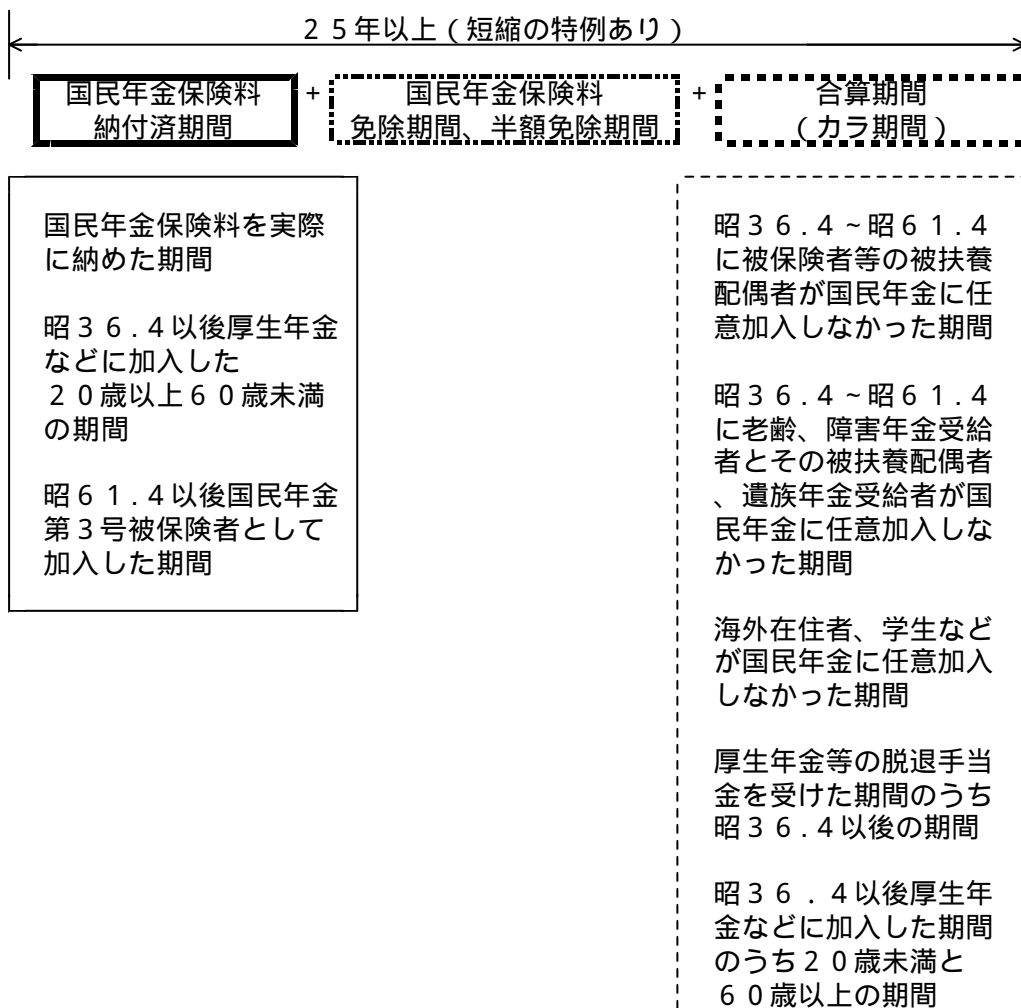
年金	特別支給の老齢厚生年金（65歳未満）
失業等給付	求職者給付のうち基本手当
雇用継続給付	高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金

併給調整の対象とならない年金と失業等給付

- 65歳以上の老齢厚生年金や障害、遺族年金は対象となりません
 65歳以上の高年齢求職者給付金、特例一時金や再就職手当などは対象となりません

資料

1 老齢基礎年金受給要件 25年以上



2 25年あればもう加入しなくていいの？

滞納、未加入は許されない

国民年金法

(被保険者の資格)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

1. 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて次号及び第3号のいずれにも該当しないもの(被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けることができる者を除く。以下「第1号被保険者」という。)
2. 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「第2号被保険者」という。)
3. 第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの(第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。)のうち20歳以上60歳未満のもの(以下「第3号被保険者」という。)

(1) 老齢年金(未納期間分が減額される)

$$794,500円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + (\text{保険料免除月数} \times 1/3) + (\text{保険料半額免除月数} \times 2/3)}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ ヵ月}}$$

(2) 障害、遺族年金(保険料納付要件があるので、受給できない場合がある)

3 25年なくてもいい場合とは

特例1(生年月日)

大 15.4.2 ~ 昭 24.1 2 1 年
昭 24.2 ~ 3.4.1 2 2
昭 3.4.2 ~ 4.4.1 2 3
昭 4.4.2 ~ 5.4.1 2 4

特例2(厚生年金、共済年金)

昭 27.4.1 以前生	2 0 年
昭 27.4.2 ~ 28.4.1	2 1
昭 28.4.2 ~ 29.4.1	2 2
昭 29.4.2 ~ 30.4.1	2 3
昭 30.4.2 ~ 31.4.1	2 4

特例3(厚生年金

男性40歳以後 女性35歳以後)

昭 22.4.1 以前生	1 5 年
昭 22.4.2 ~ 23.4.1	1 6
昭 23.4.2 ~ 24.4.1	1 7
昭 24.4.2 ~ 25.4.1	1 8
昭 25.4.2 ~ 26.4.1	1 9

4 25年ない場合にはどうしたらいいの？

あきらめるのはまだ早い

- (1) 短縮特例に該当しませんか
- (2) 転職した会社の厚生年金期間が漏れていませんか
- (3) カラ期間がありませんか
- (4) 国民年金任意加入(60歳~65歳)、特例任意加入(65歳~70歳)の制度を活用してみませんか

5 60歳(前半)からもらえる老齢厚生年金の受給要件

老齢基礎年金の受給要件を満たしている。

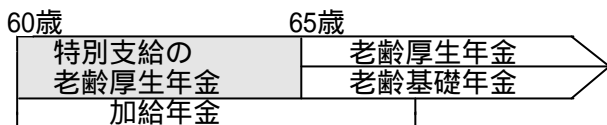
厚生年金の被保険者期間が1年以上ある。

年齢が60歳以上(女性などに特例あり)

厚生年金20年以上の場合、加給年金がつく。(中高年齢15年特例あり)

6 60歳前半からもらえる老齢厚生年金の支給開始年齢の繰り下げ

(1) 昭和16.4.1(女性21.4.1)以前生まれは60歳支給開始



(2) 昭和16.4.2(女性21.4.2)以後生まれは、順次支給開始年齢の繰下げ



	男性	女性
60歳	16.4.1以前	21.4.1以前
61	16.4.2 ~ 18.4.1	21.4.2 ~ 23.4.1
62	18.4.2 ~ 20.4.1	23.4.2 ~ 25.4.1
63	20.4.2 ~ 22.4.1	25.4.2 ~ 27.4.1
64	22.4.2 ~ 24.4.1	27.4.2 ~ 29.4.1

昭和24.4.2(女性29.4.2)生まれ~昭和28.4.1(女性33.4.1)生まれ

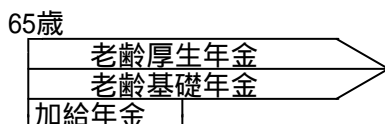


(3) 昭和28.4.2(女性33.4.2)以後生まれは、部分年金も順次支給開始年齢の繰下げ



	男性	女性
61歳	28.4.2 ~ 30.4.1	33.4.2 ~ 35.4.1
62	30.4.2 ~ 32.4.1	35.4.2 ~ 37.4.1
63	32.4.2 ~ 34.4.1	37.4.2 ~ 39.4.1
64	34.4.2 ~ 36.4.1	39.4.2 ~ 41.4.1

昭和36.4.2(女性41.4.2)生まれ以降



7 在職老齢年金のしくみ (働きながら年金をもらう)

60歳~64歳 年金月額×8.0% 28万円 総報酬月額 48万円の場合
 年金月額×8.0%+総報酬月額=28万円 (超過額の1/2を支給停止)
 (17年4月廃止)

65歳~69歳 年金月額+総報酬月額=48万円 (超過額の1/2を支給停止)

19年4月実施予定
70歳～在職中 年金額+総報酬月額=48万円 (超過額の1/2を支給停止)

【3】 老齢年金の請求手続は

いつ	60歳(65歳)の誕生日の前日からなるべく早く 60歳からもらえる厚生年金は、即請求した方がいい。 特別支給の老齢厚生年金と、老齢基礎年金の繰り上げ請求の混同に注意。 老齢基礎年金の繰り上げ請求のときは請求日に注意。	
どこへ	国民年金だけのとき 厚生年金、国民年金	住所地の市区町村 住所地の社会保険事務所 最後の加入が厚生年金のときは事業所を管轄する社会保険事務所ですが、遠隔地の場合には住所地の社会保険事務所でも受け付けてくれます。
なにを	裁定請求書 年金手帳または被保険者証 戸籍謄本 住民票謄本	加給年金対象者の所得証明書 本人名義の預金通帳 認め印 雇用保険被保険者証その他必要な書類

【4】 社会保険加入 (労働条件により当然加入 意志や希望ではない)

(1) 雇用されて働く人が加入する社会保険

常勤	パート・季節工	臨時・アルバイト
健康保険+介護保険 介護(40歳～65歳)		
厚生年金 加入は70歳まで		
雇用保険 65歳以上は新規加入できない 64歳の4月分から保険料免除		
労災保険 雇用されて働く人の全員が加入		

パートで一般社員の4分の3以上の労働条件
臨時で2ヵ月を超える雇用期間
季節工で4ヵ月を超える雇用期間 } 社会保険被保険者としての適用が考えられる。

(2) 保険料の自己負担額

健康保険	82.0 / 1000	の折半
介護保険	11.1 / 1000	の折半
厚生年金	135.8 / 1000	の折半
雇用保険	一般の事業	17.5 / 1000 のうち 7 / 1000
	農林水産業 清酒製造業	19.5 / 1000 のうち 8 / 1000
	建設の事業	20.5 / 1000 のうち 8 / 1000
労災保険	業種によって異なるが、全額事業主負担	

(3) 「市町村国保・国民年金」と「健康保険・厚生年金」の切替

就職したとき

勤務先で健康保険・厚生年金に加入したときは、勤務先から資格取得証明書を交付してもらって、その証明書と国保の被保険者証を市町村の窓口提出して、市町村国保・国民年金を喪失させる。

退職したとき

勤務先から資格喪失証明書を交付してもらって、その証明書を市町村の窓口提出して、市町村国保・国民年金に加入する。
(市町村国保に加入しないで、健康保険任意継続被保険者になることもできる。)

【5】 会社を辞めた後の給付 (病気やけがをして退職したとき)

- (1) 健康保険 任意継続被保険者 (在職中と同じ給付) 被保険者期間2カ月以上
1年以上の継続した被保険者期間のある人は退職後、国保又は被扶養者になっても健康保険から給付
傷病手当金 (退職時受給していた傷病手当金)
出産手当金 出産一時金 (退職後6カ月以内の出産)
埋葬料 (退職後3カ月以内の死亡)
- (2) 厚生年金 被保険者期間中に初診日があれば、退職後の障害認定、死亡でも。
年金受給権がある人は、退職後の初診日、死亡でも。
- (3) 労災保険 業務上又は通勤災害であれば、退職後でも給付は継続します。

【6】 病気、けがをしたときの給付

1) 治療を受けたとき

仕事外	健康保険	3割負担(70歳以上1~2割負担)
	—または— 国民健康保険	3割負担(70歳以上1~2割負担)
仕事上 通勤途上	労災保険	0割負担

2) 仕事を休んで、無給のとき

仕事外	健康保険	傷病手当金60% 1年6ヵ月
	—または— 国民健康保険	給付なし
仕事上 通勤途上	労災保険	休業(補償)給付 80%

3) 体に障害が残ったとき

仕事外	厚生年金 —または— 国民年金	障害1級	2級	3級	障害手当金
		障害厚生年金			一時金
		障害基礎年金			
仕事上 通勤途上	労災保険 —と— 厚生年金、国民年金から上記「仕事外」のときの年金が併給（併給調整）	治癒前 傷病（補償）年金 1～3級 治癒後 障害（補償）給付（年金） 1～7級 (一時金) 8～14級			
		労災保険の方が73～88%の支給			

4) 万が一死亡したとき

仕事外	医療	健康保険	埋葬料
		—または— 国民健康保険	葬祭費
	年金	—または— 国民年金	厚生年金
遺族基礎年金			
遺族基礎年金			寡婦年金 死亡一時金
仕事上 通勤途上	労災保険 —と—	遺族（補償）年金 葬祭料	
		厚生年金、国民年金から上記「仕事外」のときの年金が併給（併給調整） 労災保険の方が80～88%の支給	

NEWS

平成21年4月年金制度改正の予定

パート労働者への厚生年金の適用拡大（現行週30時間以上 週20時間以上）

平成16年度税制改正

65歳以上の公的年金等控除額の引き下げ（平成17年分以後の所得税に適用）

最低控除額140万円 70万円 特例措置50万円加算 = 120万円

みんなの夢がかなう職場がいいね
社会保険労務士照井郁夫